

## 流山市民間事業者等との包括連携協定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が事業者等と締結する包括連携協定について必要な事項を定めることにより、市と事業者等が、それぞれ保有する経営資源を複数の施策において活用することで、連携・協働による地域の課題解決を図り、地域社会の発展や市民サービスの向上等に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 本市内において店舗、工場、事業場、営業所等を有しており、かつ、事業活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 包括連携協定 市総合計画基本計画の施策に係る3つ以上の連携事項及び連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。
- (3) 連携事項 包括連携協定に定めるもので、市と事業者等が連携・協働により実施する連携事業を体系化したものをいう。
- (4) 連携事業 地域の課題解決に向けて事業者等が自らの申出により行う反対給付<sup>1</sup>を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。

### (事業者等及び連携事業の基準)

第3条 包括連携協定の対象とする事業者等及び連携事業の基準は次のとおりとする。

- (1) 事業者等又はその事業者等が実施する事業活動が次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ア 法令等に違反している又はこれに類するもの
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの

---

<sup>1</sup>反対給付：売買などの双務契約で、一方の給付に対して対価の意味をもつ他方の給付のことをいう。例えば、売り主の目的物の給付に対する買い主の代金支払いの給付など。

- ウ ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）
  - エ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員、流山市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者の関与が認められるもの
  - カ 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
  - キ その他包括連携協定の対象としてふさわしくないもの
- （2）連携事業が次の各号のいずれにも該当しないこと。
- ア 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
  - イ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないもの
  - ウ 法令等で製造若しくは提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務若しくは商品を提供するもの
  - エ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
  - オ 民間事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
  - カ その他連携事業としてふさわしくないもの
- （3）すでに市と2つ以上の連携事項で連携事業を実施している事業者等であること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。  
（連携事業の提案）

第4条 包括連携協定の提案は、連携事業が新規で提案される内容であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に受け付けるものとする。

- （1）市が既に実施している施策・事業のうち、事業者等との連携が可能な事業
- （2）事業者等が地域の課題解決を目的として実施する事業活動で、市が事業者等との連携により実施可能な事業
- （3）その他、事業者等が自らの申出により実施する事業活動で、市が

事業者等との連携により実施可能な事業

2 前項の規定により提案を受け付けたときは、連携事業の内容等について締結協議を行うものとする。

(包括連携協定の締結)

第5条 市及び事業者等は、締結協議が整ったときは、連携事項、協定の条件、有効期間及びその他必要な事項を明記した書面(以下「包括連携協定書」という。)を作成し、包括連携協定を締結するものとする。

2 包括連携協定は、法令、条例、規則、この要綱を除く市が定める要綱に基づく手続には影響を与えないものとする。

(締結の公表)

第6条 市長は、包括連携協定を締結した場合には、記者会見、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかに当該包括連携協定の内容を公表するものとする。

(包括連携協定の有効期間)

第7条 包括連携協定の有効期間は、当該包括連携協定を締結した日の翌日から起算して3回目の3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに市又は事業者等から申し出がない場合には、有効期間を3年間延長するものとし、以後も同様に延長するものとする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(包括連携協定の解除等)

第8条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者等の申し出た連携事業について、締結協議を中止し、又は包括連携協定を解除することができる。

- (1) 第3条第1号又は第2号に掲げる基準のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づき、市の入札に参加できない団体に該当したとき。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されたとき。

- (4) 法人税、消費税、地方消費税又は市税を滞納したとき。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）その他倒産等に関する法律に基づく手続の申立てがなされたとき。
- (6) 包括連携協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (7) 市及び事業者等の双方の協議により、包括連携協定の継続の意向のないことが明らかになったとき。
- (8) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市又は事業者等は、天災その他不可抗力の発生などのいずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、当該協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災その他不可抗力時の実施を目的とする場合を除く。

（連携の把握等）

第9条 市は、包括連携協定に基づいて実施した連携事業に係る次の各号に掲げる事項について把握するものとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施期間
- (3) 事業目的及び事業内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、連携の実態を把握するために必要な事項

2 市は、次の各号に掲げる期間内に連携事業実績がない事業者等に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

- (1) 包括連携協定を締結した際は、当該有効期間が満了するまでの期間とする。
- (2) 第7条第2項に基づき有効期間が延長された場合は、5年度とする。

（協議）

第10条 この要綱及び包括連携協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

(適用)

2 この要綱の施行の日前にすでに締結した包括連携協定は、現在進行中の協定の有効期間が満了し、新たな有効期間が始まるときからこの要綱を適用する。